

公告第3号
令和7年3月1日

公 告

東京ドーム健康保険組合
理事長 久岡 公一郎



組合規約一部変更の件

令和7年2月21日に、規約変更を関東信越厚生局に報告しましたので、
公告いたします。

記

東京ドーム健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第43条 一般保険料額及び調整保険料額の95分の53.57は事業主、
95分の41.43は被保険者において負担する。

附 則

この規約は、令和7年3月1日から施行する。

以 上